

高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～16条 「略」</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成25年7月31日から施行する。 2 この要綱は、<u>令和7</u>年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年3月19日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年3月3日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年3月31日から施行し、平成26年度2月補正事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年3月23日から施行し、平成27年度2月補正事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年3月24日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月19日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年3月23日から施行し、令和3年度事業から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和4年3月23日から施行し、令和4年度事業から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～16条 「略」</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成25年7月31日から施行する。 2 この要綱は、<u>令和4</u>年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年3月19日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年3月3日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年3月31日から施行し、平成26年度2月補正事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年3月23日から施行し、平成27年度2月補正事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年3月24日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月19日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年3月23日から施行し、令和3年度事業から適用する。</p>